



令和5年12月22日

【照会先】

福井労働局職業安定部職業対策課

課長 本田 忠生

課長補佐 増田 陽美

地方障害者雇用担当官 自閑 博幸

電話 (0776) 26-8613

報道関係者 各位

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

福井労働局（局長 田原 孝明）は、このほど、県内民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和5年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

<民間企業>（43.5人以上規模の企業、法定雇用率2.3%）（第1～4表）

【集計結果の主なポイント】

○法定雇用率達成企業の割合は60.1%と昨年度を1.9ポイント上回った。

○実雇用率は、2.58%と昨年度を0.1ポイント上回った。

・法定雇用率達成企業割合 60.1%（58.2%）。

・実雇用率 2.58%（2.48%）

※（ ）内は前年の値

<公的機関>（法定雇用率2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）（第5～6表）

○法定雇用率達成機関が前年度より増加。（26機関中22機関達成）

・知事部局：雇用障害者数 142.5人（128.5人）、実雇用率 3.21%（2.91%）

・県警察本部：雇用障害者数 17.5人（16.5人）、実雇用率 4.31%（4.05%）

・県教育委員会：雇用障害者数 151.5人（150.0人）、実雇用率 2.78%（2.73%）

・市町：雇用障害者数 297.5人（293.0人）、実雇用率 2.66%（2.64%）

※（ ）内は前年の値

<地方独立行政法人>（法定雇用率2.6%）（第5表）

○実雇用率は、雇用不足なし。

・雇用障害者数 3.0人（4.0人）、実雇用率 1.95%（2.27%）

※（ ）内は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

①対象企業数

2.3%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数43.5人以上規模の企業）の数は765社で、前年より6社減少（対前年比0.78%減）した。

②雇用されている障害者の数

雇用されている障害者の数は、2,914.5人で、前年より44.5人減少（対前年比1.50%減）した。雇用者のうち、身体障害者は47.5人減（同2.95%減）、知的障害者は35.5人減（同4.90%減）、精神障害者は38.5人増（同6.16%増）した。

③実雇用率

実雇用率は、2.58%（対前年比0.1ポイント増）となった。

④法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は60.1%で、前年より1.9ポイント増加（前年58.2%）した。達成企業数は460社（前年449社）11社増加した。

○なお、全国の実雇用率は、2.33%（前年2.25%）で、法定雇用率達成企業の割合は、50.1%（前年48.3%）であった。

（2）企業規模別の状況（第2表）

①雇用されている障害者の数

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、「100～300人未満」（272社、全企業の35.6%）で985.5人と最も多く、次いで「43.5～100人未満」（426社、全企業の55.7%）で798.0人、「1,000人以上」（9社、全企業の1.18%）で516.5人となっている。

②実雇用率

実雇用率は、「43.5～100人未満」で2.92%と最も高く、次いで、「1000人以上」で2.85%、「300～500人未満」で2.56%となっている。

③法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業割合は、「1,000人以上」で88.9%と最も高く、次いで「300～500人未満」で63.2%、「100～300人未満」で61.0%となっている。

（3）産業別状況（第3表）

①雇用されている障害者の数

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」（233社、全企業の30.5%）で876.5

人と最も多く、次いで「医療・福祉」（159社、全企業の20.8%）で777.5人、「卸売、小売業」（133社、全企業の17.4%）で、543.0人となっている。

②実雇用率

実雇用率は、「農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業」で4.55%と最も高く、次いで、「医療・福祉」で4.07%、「生活関連サービス・娯楽業」で2.97%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

（1）福井県の機関（第5表）

①福井県知事部局（法定雇用率2.6%）

在職している障害者の数は142.5人で、前年より14.0人増加（対前年比10.9%増）し、実雇用率は3.21%（同0.3ポイント増）と法定雇用率を達成している。

②福井県警察本部（法定雇用率2.6%）

在職している障害者の数は17.5人で、前年より1.0人増加（対前年比6.1%増）している。実雇用率は4.31%（同0.26ポイント増）と法定雇用率を達成している。

③福井県教育委員会（法定雇用率2.5%）

在職している障害者の数は151.5人で、前年より1.5人増加（対前年比1.0%増）し、実雇用率は2.78%（同0.05ポイント増）と法定雇用率を達成している。

（2）市町などの機関（第5・6表）

①市町などの機関（法定雇用率2.6%）

福井県内各市町の機関（23機関）に在職している障害者の数は297.5人で、前年より4.5人増加（対前年比1.54%増）しており、実雇用率は2.66%（同0.02ポイント増）となっている。

23機関中4機関が法定雇用率未達成となっている。11月末時点で2機関が達成し、2機関が未達成。

3 地方独立行政法人などにおける雇用状況

（1）地方独立行政法人（第5表）

①福井県立大学（法定雇用率2.6%）

在籍している障害者の数は3.0人で、前年より1.0人減少（対前年比25.0%減）、実雇用率は1.95%（同0.32ポイント減）となったが、法定雇用率は達成している。

第1表 障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
765	113,361.0	113,043.5	1,562.0	689.5	663.0	2,914.5	2.58	460	60.1
前年値 771	125,614.5	119,494.5	1,609.5	725.0	624.5	2,959.0	2.48	449	58.2

(注)1. 「法定基礎労働者数」とは、常用雇用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 2. 「計」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
 ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
 ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

第2表 規模別障害者雇用状況

令和5年6月1日現在

項目 規模別(人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数							合計 ③+⑥+⑦	雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			
合計	765	113,043.5	877.0	685.0	1,562.0	176.0	513.5	689.5	663.0	2,914.5	2.58	60.1
43.5~100人未満	426	27,344.5	192.0	169.5	361.5	113.0	150.5	263.5	173.0	798.0	2.92	59.6
100~300人未満	272	41,879.5	300.0	260.0	560.0	25.0	178.5	203.5	222.0	985.5	2.35	61.0
300~500人未満	38	12,714.0	85.0	69.5	154.5	22.0	66.0	88.0	83.0	325.5	2.56	63.2
500~1,000人未満	20	13,006.0	124.0	79.5	203.5	6.0	23.5	29.5	56.0	289.0	2.22	40.0
1,000人以上	9	18,099.5	176.0	106.5	282.5	10.0	95.0	105.0	129.0	516.5	2.85	88.9

(注)1. 第1表と同じ
 2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

令和5年6月1日現在

項目 産業別	企業数	法定基礎労働者数	障害者数							合計 ③+⑥+⑦	雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			
合計	765	113,043.5	877.0	685.0	1,562.0	176.0	513.5	689.5	663.0	2,914.5	2.58	60.1
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	2	121.0	4.0	1.0	5.0	0.0	0.5	0.5	0.0	5.5	4.55	100.0
建設業	32	2,608.0	17.0	17.5	34.5	0.0	1.0	1.0	6.0	41.5	1.59	62.5
製造業	233	38,478.5	259.0	239.0	498.0	47.0	166.5	213.5	165.0	876.5	2.28	63.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	21	3,546.0	31.0	8.0	39.0	0.0	0.5	0.5	17.0	56.5	1.59	57.1
運輸・郵便業	38	4,074.5	18.0	29.5	47.5	4.0	34.0	38.0	33.0	118.5	2.91	52.6
卸売・小売業	133	23,360.0	166.0	138.0	304.0	3.0	85.0	88.0	151.0	543.0	2.32	47.4
金融・保険業	11	3,508.5	36.0	9.0	45.0	4.0	2.0	6.0	19.0	70.0	2.00	54.5
不動産業・物品賃貸業	8	710.0	2.0	7.0	9.0	0.0	2.0	2.0	2.0	13.0	1.83	50.0
学術研究・専門・技術サービス業	13	1,090.5	4.0	8.0	12.0	0.0	1.0	1.0	3.0	16.0	1.47	46.2
宿泊・飲食サービス業	20	1,734.5	15.0	7.0	22.0	2.0	5.5	7.5	8.0	37.5	2.16	45.0
生活関連サービス・娯楽業	23	2,594.5	27.0	19.0	46.0	6.0	16.0	22.0	9.0	77.0	2.97	60.9
教育・学習支援業	10	1,159.5	11.0	3.0	14.0	1.0	0.0	1.0	5.0	20.0	1.72	60.0
医療・福祉	159	19,120.0	202.0	121.0	323.0	109.0	170.5	279.5	175.0	777.5	4.07	72.3
複合サービス事業	5	3,671.0	34.0	21.5	55.5	0.0	14.5	14.5	10.0	80.0	2.18	80.0
サービス業	56	7,212.0	51.0	56.5	107.5	0.0	14.5	14.5	60.0	182.0	2.52	55.4

(注)第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数(人)	障害者数(人)		雇用率(%)	雇用率達成 事業所	達成事業所 の比率(%)
				うち身体障害者数			
平成 元	420	72,979.0	1,239.0	1,137.0	1.70	263	62.6
2	438	76,333.0	1,273.0	1,144.0	1.67	272	62.1
3	439	77,571.0	1,277.0	1,153.0	1.65	261	59.5
4	438	79,058.0	1,321.0	1,192.0	1.67	263	60.0
5	436	79,249.0	1,319.0	1,176.0	1.66	257	58.9
6	447	78,725.0	1,396.0	1,192.0	1.77	266	59.5
7	437	77,084.0	1,421.0	1,155.0	1.84	270	61.8
8	439	78,054.0	1,414.0	1,134.0	1.81	261	59.5
9	462	80,966.0	1,435.0	1,163.0	1.77	267	57.8
10	446	80,622.0	1,398.0	1,113.0	1.73	253	56.7
11	489	81,682.0	1,471.0	1,141.0	1.80	243	49.7
12	492	81,443.0	1,489.0	1,109.0	1.83	247	50.2
13	482	80,970.0	1,513.0	1,110.0	1.87	245	50.8
14	473	78,719.0	1,461.0	1,044.0	1.86	234	49.5
15	460	75,931.0	1,433.0	1,005.0	1.89	232	50.4
16	495	81,595.0	1,470.0	1,047.0	1.80	250	50.5
17	501	83,091.0	1,523.0	1,067.0	1.83	256	51.1
18	523	85,915.0	1,637.0	1,118.0	1.91	271	51.8
19	549	89,815.0	1,761.5	1,184.0	1.96	282	51.4
20	548	90,342.0	1,824.5	1,219.0	2.02	294	53.6
21	548	89,056.0	2,000.5	1,267.0	2.25	306	55.8
22	537	88,313.0	1,988.5	1,223.0	2.25	295	54.9
23	568	96,947.0	2,127.0	1,308.0	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361.0	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6
30	737	115,393.0	2,774.0	1,640.0	2.40	417	56.6
令和 元	748	117,215.5	2,757.0	1,629.0	2.35	427	57.1
2	739	118,242.5	2,888.0	1,675.0	2.44	435	58.9
3	765	119,244.5	3,018.5	1,641.5	2.53	441	57.6
4	771	119,494.5	2,959.0	1,609.5	2.48	449	58.2
5	765	113,043.5	2,914.5	1,562.0	2.58	460	60.1

1. 法定雇用率は、①昭和35年から現場の事業所1.1%、事務的事业所1.3%、②昭和43年から1.3%、③昭和51年から1.5%、④昭和63年から1.6%、⑤平成10年7月から1.8%、⑥平成25年4月から2.0%、⑦平成30年4月から2.2%、⑧令和3年3月1日から2.3%。

2. 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また平成23年からは短時間労働者(20時間以上30時間未満)を0.5人で算定している。

3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。

(注)

昭和63年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者。

平成5年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者。

平成18年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)。

平成23年～ ⇒ 身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント、重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント、短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント。

平成30年～ ⇒ 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウント。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年～ ⇒ 精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウント。

第5表

地方公共団体等における障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

① 機 関	報告年	② 機関数	③ 職員総数	④ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	⑤ 障害者数	⑥ 実雇用率 (%)	⑦ 雇用率達成機関数	⑧ 達成割合 (%)	⑨ 不足数
福井県知事部局 (2.6%)	令和5年	1	4,684.0	4,445.0	142.5	3.21	1	100.0	0.0
	令和4年	1	4,649.0	4,411.0	128.5	2.91	1	100.0	0.0
福井県警察本部 (2.6%)	令和5年	1	2,151.5	406.5	17.5	4.31	1	100.0	0.0
	令和4年	1	2,159.0	407.0	16.5	4.05	1	100.0	0.0
福井県 教育委員会 (2.5%)	令和5年	1	7,791.5	5,454.5	151.5	2.78	1	100.0	0.0
	令和4年	1	7,852.0	5,497.0	150.0	2.73	1	100.0	0.0
市町等の機関 (2.6%) ※詳細は第6表に掲載	令和5年	23	12,752.5	11,173.0	297.5	2.66	19	82.6	6.0
	令和4年	23	12,688.0	11,105.5	293.0	2.64	18	78.3	7.5
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.6%)	令和5年	1	217.5	153.5	3.0	1.95	1	100.0	0.0
	令和4年	1	249.5	176.5	4.0	2.27	1	100.0	0.0

(注)

1 機関欄の()内数値は法定雇用率

2 各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値

3 ④欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

4 ⑤欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 ⑥欄の実雇用率=⑤/④

6 ⑨欄の「不足数」とは、④欄の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から⑤欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

市町等公的機関における障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数		③実雇用率	④不足数		※特例認定について	備考
		(令和5年)	(令和4年)		(令和5年)	(令和4年)		
市町等合計	11,173.0	297.5	293.0	2.66	6.0	7.5	13市町	
福井市	2,766.5	77.5	77.5	2.80	0.0	0.0	特例認定あり	
越前市	922.5	25.0	26.0	2.71	0.0	0.0	特例認定あり	
鯖江市	712.0	18.0	17.0	2.53	0.0	1.0	特例認定あり	
大野市	449.0	11.0	12.0	2.45	0.0	0.0	特例認定あり	
勝山市	359.5	15.0	14.0	4.17	0.0	0.0	特例認定あり	
敦賀市	1,012.5	26.5	22.0	2.62	0.0	1.0	特例認定あり	
小浜市	482.0	13.0	12.5	2.70	0.0	0.0	特例認定あり	
あわら市	466.5	14.5	13.0	3.11	0.0	0.0	特例認定あり	
坂井市	837.5	21.5	17.5	2.57	0.0	3.5		
永平寺町	306.0	10.5	10.5	3.43	0.0	0.0	特例認定あり	
越前町	354.5	11.0	11.0	3.10	0.0	0.0	特例認定あり	
池田町	84.5	1.0	3.0	1.18	1.0	0.0		
南越前町	229.0	5.5	5.0	2.40	0.0	0.0	特例認定あり	
美浜町	183.5	4.0	4.0	2.18	0.0	0.0		
若狭町	134.5	2.0	4.0	1.49	1.0	0.0	特例認定あり	11月29日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率2.21%、不足0.0人となっている。
おおい町	274.0	7.0	7.5	2.55	0.0	0.0	特例認定あり	
高浜町	183.0	4.5	5.5	2.46	0.0	0.0		
市立敦賀病院	372.5	6.0	8.0	1.61	3.0	1.0		
公立小浜病院組合	562.5	13.0	13.0	2.31	1.0	1.0		11月29日時点において、障害者数14.0人、実雇用率2.49%、不足0.0人となっている。
坂井市立三国病院	94.0	2.0	2.0	2.13	0.0	0.0		
坂井市教育委員会	246.0	6.0	5.0	2.44	0.0	0.0		
美浜町教育委員会	69.5	1.0	1.0	1.44	0.0	0.0		
高浜町教育委員会	71.5	2.0	2.0	2.80	0.0	0.0		

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ③欄の実雇用率=②/①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
 - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
 - 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。